

広島市中区選挙管理委員会告示第16号
令和8年4月14日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、令和7年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正行